

伊勢崎市開発許可制度の手引【令和7年4月1日改訂版】修正箇所一覧

頁数		改正箇所	改正内容	分類
現行 R6.4.1	改正後 R7.4.1			
表紙	表紙	題名・日付	・『開発許可制度の手引き』を『 開発許可制度の手引 』に改める。 ・『令和6年6月1日』を『 令和7年4月1日 』に改める。	文言の修正
目次	目次	ページ番号	標準処理期間が追加され、また様式「自己用住宅許可申請に係る説明書及び念書」、「分家住宅許可申請に係る説明書及び念書」、「指定集落内専用住宅許可申請に係る説明書及び念書」を削除したため、P.181以降のページ数のずれを改める。	文言の修正
5	5	(2)第一種特定工作物	・ア「建築基準法別表第二(リ)」を(ぬ)に改める。「レディミットコンクリート」を「レディーミットコンクリート」に改める。 ・イ「建築基準法別表第二(ぬ)」を(る)に改める。 ・ウ「建築基準法別表第二(リ)」を(ぬ)に改める。	文言の修正
7	7	一体開発の取扱い (3)	(3)の文末に、「(開発行為が完了した時期は地目変更の登記日とする)。」を追加する。	文言の追加
8	8	(2) 公共施設管理者の同意等(法第 32 条)	「※1000㎡以上の開発行為が伊勢崎市が管理する公共施設については、「伊勢崎市宅地開発指導要綱」による事前協議をもって、この協議に替えるものとします。同意は別途取得する必要があります。」を「※伊勢崎市が管理する公共施設については、「伊勢崎市宅地開発指導要綱」による事前協議を行い、協議書を締結したことをもって同意を得たものとします。」に改める。	文言の修正
17	17	(1)区域ごとに規模に応じて適用除外となる開発行為(法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 項、令第 19 条)	「※全ての地域……開発区域の面積が 1,000 ㎡以上の開発行為は、伊勢崎市宅地開発指導要綱による事前協議が必要です。」を「※市街化区域及び市街化調整区域は1,000㎡以上、区域区分が定められていない都市計画区域は3,000㎡以上の開発行為は、伊勢崎市宅地開発指導要綱による事前協議が必要です。」に改める。	文言の修正
22	22	3 開発許可の必要となる開発行為	「※全ての地域……開発区域の面積が 1,000 ㎡以上の開発行為は、伊勢崎市宅地開発指導要綱による事前協議が必要です。」を「※市街化区域及び市街化調整区域は1,000㎡以上、区域区分が定められていない都市計画区域は3,000㎡以上の開発行為は、伊勢崎市宅地開発指導要綱による事前協議が必要です。」に改める。	文言の修正
25	25	表-1 開発許可基準の適用区分	表に法第42条と法第43条の項目を追加する。	文言の追加
30	30	2号括弧書き道路(小幅員区画道路)の基準	・「改正施行日令和 6年4月1日」を「改正施行日令和 7年4月1日」に改める。 ・「次のいずれかに掲げる要件」を「次のいづれも掲げる要件」に改める。	文言の修正 文言の修正
40	40	(10)袋路状道路(規則第 24 条第 5 号)	二号①～③の道路に6m以上の表記を加える。	文言の追加
83	83	条例第3条 (3)	(3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条の規定による農業振興地域整備計画において、農用地区域と定められた土地を含まないこと。を削除。	文言の修正
84	84	1 申請地 (3)	(3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条の規定による農業振興地域整備計画において、農用地区域と定められた土地を含まないこと。[条例第3条第3号]を削除。	文言の修正
109	109	7-1 学校 3. (注1)	(注1)県学事法制課、(県教委)義務教育課、(県教委)高校教育課の各所管課。を削除。	文言の修正
110	110	7-2 社会福祉施設 3. (注1)	・(注1)県保健福祉課、介護高齢課、青少年子ども課、障害政策課若しくは伊勢崎市担当課。を削除。 ・「(注2)」を「(注1)」に改める。	文言の修正
123	123	流通業務施設に係る指定幹線道路基準	・2 優良農地を含まない区域であること。を削除。 ・3 住居系の土地利用が想定されていない区域であること。を削除。 ・特定流通業務施設指定一覧を削除。	文言の修正
134	134	4 用途変更の取扱い ⑧	(用途変更)に該当する細分類の例：(1)住宅 共同住宅 → 寄宿舍)を削除。	文言の修正
135	135	5 申請書及び添付書類 1、5	・「〇省令別記様式第9(213 頁)」を「〇省令別記様式第9(214 頁)」に改める。 ・「① 新設又は改築の場合」を「① 新築又は改築の場合」に改める。	文言の修正
139	139	(開発行為が許可申請書の添付図書)市規制規則第5条	「印鑑登録証明書」を「本人確認資料」に改める。	文言の修正
140	140	(2)開発許可申請書及び添付図書	・8設計概要書の項目を削除、それに伴い以降の番号ずれ変更。 ・1開発許可申請書の様式掲載頁を「184頁」を「185頁」に改める。 ・4設計説明書の様式掲載頁を「185頁」を「186頁」に改める。 ・5従前の公共施設の管理等一覧表の様式掲載頁を「186頁」を「187頁」に改める。 ・6新たに設置される公共施設の管理者等一覧表の様式掲載頁を「187頁」を「188頁」に改める。 ・7代替えに係る公共施設の管理者等一覧表の様式掲載頁を「188頁」を「189頁」に改める。 ・13開発行為の施行等の説明「印鑑証明書」を別途添付(同意書押印時に有効なもの)を「本人確認 資料」を別途添付)に、様式掲載頁を「190頁」を「191頁」に改める。 ・14開発区域内権利者一覧表の様式掲載頁を「191頁」を「192頁」に改める。 ・15資金計画書の様式掲載頁を「192頁」「193頁」を「193頁」「194頁」に改める。 ・16申請者の資力及び信用に関する申告書の様式掲載頁を「194頁」を「195頁」に改める。 ・17設計者の資格に関する申告書の様式掲載頁を「195頁」を「196頁」に改める。 ・18工事施行者の能力に関する申告書の様式掲載頁を「196頁」を「197頁」に改める。	文言の修正
142	142	11 条例第3条、第4条(条例で指定した市街化区域に近隣接する地域内の開発行為)	1 説明書及び念書を削除、それに伴い以降の番号ずれ変更。	文言の修正
143	143	・12 条例第5条第1号(分家住宅) ・12 条例第5条第5号(指定集落内建物(専用住宅))	・1 説明書及び念書を削除、それに伴い以降の番号ずれ変更。 ・4 説明書及び念書を削除。	文言の修正
151	151	・4開発許可済標識の掲示(市規則第10条) ・5工事着手届の提出(市規則第11条)	・「工事現場の見やすい場所に標識(市規則別記様式第 10 号)(196頁)を～」を「(198頁)」に改める。 ・「工事に着手したときは、工事着手届(市規則別記様式第 11 号)(197頁)を～」を「(199頁)」に改める。	文言の修正
155	155	・(3)変更許可申請 ・(4)変更届出	・「③開発許可の許可番号を記載した開発行為変更許可申請書(198頁)を～」を「(200頁)」に改める。 ・「開発行為変更届出(199頁)を～」を「(201頁)」に改める。	文言の修正
157	157	(2)申請書及び添付書類 1 工事完了公告以前の建築等承認申請書	説明「〇 市規制規則別記様式12号(201頁)」を「(202頁)」に改める。	文言の修正

伊勢崎市開発許可制度の手引【令和7年4月1日改訂版】修正箇所一覧

頁数		改正箇所	改正内容	分類
現行 R6.4.1	改正後 R7.4.1			
158	158	(2)届出書及び添付書類 1 届出書	説明「○ 規則別記様式第8(202頁)」を「(203頁)」に改める。	文言の修正
159	159	(2)届出書及び添付書類 1 開発許可を受けた地位の承継届出書	説明「○ 市規制規則別記様式第23号(203頁)」を「(204頁)」に改める。	文言の修正
160	160	(2)申請書及び添付書類 1 開発許可を受けた地位の承継承認申請書	説明「○ 市規制規則別記様式第24号(204頁)」を「(205頁)」に改める。	文言の修正
161	161	(1)工事完了届	「工事完了届(規則別記様式第4、205頁)」を「(206頁)」に改める。	文言の修正
162	162	(2)申請書及び添付書類	説明「○ 規則別記様式第4(205頁)」を「(206頁)」に改める。	文言の修正
165	165	(4)開発登録簿の写しの交付	「当該申請は開発登録簿の写し交付申請書(206頁参照)を～」を「(207頁)」に改める。	文言の修正
170	170	(2)例外許可 1 特例許可申請書	説明「○ 市規制規則別記様式15号(207、208頁)」を「(208、209頁)」に改める。	文言の修正
172	172	(3)例外許可 1 予定建築物以外の建築等許可申請書	「○市規制規則別記様式18号(209頁)」を「(210頁)」に改める。	文言の修正
	181	6 標準処理期間	標準処理期間を追加する。	文言の追加
181	182	6 都市計画区域一覧表	「6 都市計画区域一覧表」を「7 都市計画区域一覧表」に改める。	文言の修正
182	183	・7県庁・土木事務所一覧表 ・8群馬県内中核市・施行時特例市一覧表 ・9群馬県内事務処理市一覧表	・「7 県庁・土木事務所一覧表」を「8 県庁・土木事務所一覧表」に改める。 ・「8 群馬県内中核市・施行時特例市一覧表」を「9 群馬県内中核市・施行時特例市一覧表」に改める。 ・「9 群馬県内事務処理市一覧表」を「10 群馬県内事務処理市一覧表」に改める。	文言の修正
183	184	開発許可制度 様式集 表紙	「(令和6年4月1日)」を「(令和7年4月1日)」に改める。	文言の修正
184	185	省令 別記様式第2、第2の2(第16条関係) 開発行為許可申請書	備考1 「～宅地造成等工事規制区域内においては、～」を「宅地造成等工事規制区域に～」に改める。	文言の修正
190	191	様式第2号(第5条関係) 開発開発行為の施行等の同意書	氏名横の印を削除。	文言の修正
215～ 217		・自己用住宅許可申請に係る説明書及び念書 ・分家住宅許可申請に係る説明書及び念書 ・指定集落内専用住宅許可申請に係る説明書及び念書	様式を削除。	文言の修正
183～ 217	184～ 215	開発許可制度 様式集	ページ番号を「183～217」を「184～215」に改める。	文言の修正
218～ 225	216～ 223	伊勢崎市宅地開発指導要綱	ページ番号を「218～225」を「216～223」に改める。	文言の修正